

NPO 法人対人援助・スピリチュアルケア研究会 臨床研究等に関する倫理綱領

第1条（趣旨） この綱領は、NPO 法人対人援助・スピリチュアルケア研究会(以下「当研究会」という)の会員が行う対人援助・スピリチュアルケア(宗教に依らない心のケア)に関する調査・研究・報告(以下「研究等」という。)について、日本国憲法、我が国における個人情報の保護に関する諸法令、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日制定、令和4年3月10日一部改正、令和5年3月27日一部改正)」、及び世界医師会によるヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図る事を目的とする。

第2条（公正と信頼の確保） 会員は、研究等にあって、公正を維持し、社会の信頼をそこなわないように努めなければならない。

第3条（研究目的と研究手法の倫理的妥当性） 会員は、研究等において、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。

第4条（人権の尊重とプライバシーの保護） 会員は、研究等を実施するにあたって、対象者の人権の尊重とプライバシーの保護に最大限留意しなければならない。

第5条（著作権侵害の禁止） 会員は、研究等のオリジナリティを尊重し、盗用・無断引用など著作権を侵害する行為をしてはならない。

第6条（研究成果の公表） 会員は、研究等の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、社会的還元留意しなければならない。

第7条（教育・研修） 研究等に従事する者は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育及び研修を受けなければならない。

第8条（倫理審査） 研究対象者からのインフォームド・コンセントの取得、及び倫理審査委員会の承認については論文に明記すること。

第9条（利益相反） 利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、研究等で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。研究者は、利益相反の管理責任と説明責任があることを認識し、管理を行うこと。

附則

(1) 本綱領は、2025年5月1日より施行する。

(2) 本綱領の変更は対人援助・スピリチュアルケア研究会理事会の議を経ることを要する。

2025年4月27日